

## 令和6年度 前期公認段位級位審査会並びに移行措置実施要項

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

下記要項にて1級～5級、初段～三段の審査会を実施しますので、公認段位級位取得希望者は申込み下さるようお願い申し上げます。尚、少年公認段位の一般への移行措置も同時に行います。

**受審資格基準・審査科目等、要項を熟読くださり**、多くの会員の皆様の受審をお待ちしております。

尚、受付時間や進行スケジュール等は後日受審支部に連絡いたします。

### 1、日 時 令和6年 8月25日 (日)

受付時間 午前9時00分から

(各科目の受審者数により、時間差で審査をする為、受付時間は後日連絡をします。)

審査開始 午前9時30分より

### 2、場 所 静岡市北部体育館 柔道場・剣道場

静岡市葵区松富4丁目14-1 Tel054-255-6262

### 3、審査科目

	形	組 手
1～5級	1つ(平安、撃砕などの基本形、又は指定形より1つ)	自由組手1回
初 段	1つ(指定形より1つ)	自由組手1回
二段・三段	2つ(指定形より1つと得意形1つ)	自由組手2回

### 4、受審資格基準&費用一覧(令和5年4月改定)

	審査料	移行料	登録料	受審資格・年数	年 齢
1～5級	2,000円		2,000円	定めない	定めない
少年初段	6,000円		11,000円	1級取得者	「満15歳未満」又は「義務教育を修了していない者」
少年二段	7,000円		12,000円	少年初段取得後1年以上	
初 段	6,000円		14,000円	1級取得者	「満15歳以上」かつ「義務教育を修了した者」
二 段	7,000円		15,000円	初段取得後1年以上	
三 段	8,000円		17,000円	二段取得後1年以上	「満18歳以上」
移行初段		14,000円		少年初段取得者	「満15歳以上」かつ「義務教育を修了した者」
移行二段		15,000円		少年二段取得者	

※段位取得後1年以上・・・取得した審査日から1年後の前後30日以内であれば1年経過とみなされます。

### 5、持ち物及び服装 競技規定の服装を厳守


※身体的・精神的に特段の事情がある場合、事前に支部長(代表者)がその旨を段位委員会事務局へ申し出る事ができます。(例:身体の障害・発達の障害・身体の入墨等)

※胸マーク・全少ワッペンはつけない

※空手衣・拳サポーター・メンホー・プロテクター・セーフティーカップ(小3以上)

## 6、申込み手続

### 申込み先

郵送先	〒421-0502 牧之原市白井 177-10 静空連段位級位委員会事務局 野賀 宏
Mail 	shizuoka_dankyuu@yahoo.co.jp
連絡先	電話 0548-54-1418 携帯 090-9915-7688 (野賀 宏)

※可能な限りメールでのお申し込みにご協力ください。(郵送可)

※申請書が新しい書式になりましたので、必ず添付された申請書で申し込んでください。

※申請書の電子データは県連ホームページでダウンロードできます。

振込み先 級位審査料・級位登録料・段位審査料・段位移行料は下記の口座に送金して下さい。

島田掛川信用金庫	店番：019	店名：袋井支店	預金種目：普通預金
	口座番号：1149333		
	口座名義：静岡県空手道連盟段位級位委員会		
	担当者：鳥羽 智史	携帯 090-8136-0554	

## 7、申込期限

**令和6年8月8日(木)**

- ※ 締め切り厳守。締め切り後は一切受け付けません。
- ※ 現金書留・FAX・当日の現金徴収の受付も一切受け付けません。
- ※ 申請書は全空連免許状発行の資料となる為、正確に記入をして誤りのないこと
- ※ 申請書に記載漏れのある場合は受け付けできません。
- ※ 一旦納入された審査料は返却できません。

## 8、その他

- イ、 受審者は静岡県空手道連盟加盟支部に所属し、かつ全空連会員であること。
- ロ、 初段受審者は事前に公認1級を取得し級位登録を済ませておくこと。  
※初段受審者は申請時に公認1級取得年月日を必ず記入 1級証書コピーの添付は不要  
**級位申請書請求先** **級位登録料振込先** は第6項申込・振込先を参照
- ハ、 諸般の事情(紛失・未着等)で会員証を提示できない者は、全空連ホームページのマイページにログインし「会員カード参照」の頁を印刷し添付すること。  
※会員登録に関して不備があると全空連で段位申請を却下されるので必ず確実にすること。
- ニ、 年齢は、令和6年8月25日現在で記入のこと。
- ホ、 一般は満15歳以上、かつ義務教育を修了した者
- ヘ、 少年は公認二段まで受審することができる。
- ト、 少年公認段位保持者で満15歳以上の義務教育を修了した者は、一般公認段位の同段位に移行可能
- チ、 一般公認段位に移行希望者は前記項目7、の申込期限までに所定の用紙に記入登録申請し、同時に移行段位登録料を振り込むこと。  
※他の期日での移行申請受付は行いません。  
※移行と同時に上位段を受審することはできません。  
※流派・会派から全空連段位移行は受け付けできません。各所属団体から申請して下さい。  
※移行申請者は少年段位の証書のコピーを添付して下さい。(FAX不可)
- リ、 移行段位登録料は、当該段位の登録料のみとする。(令和5年4月改定・審査料は不要)  
少年初段→一般初段 14,000円 少年二段→一般二段 15,000円  
※項目7の期日までに振込みをすること。
- ヌ、 公認三段を受審できるのは、満18歳以上の者
- ル、 ※ 審査結果は、後日通知します。  
※ 支部長は通知結果を取りまとめ、指定の日時までに段位登録料を払い込むこと。  
※ 申請が期日より遅れた場合は、原則として無効になります。  
※ 少年段位のまま一般段位へ受審はできません。